

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
平成29年度 第3回専門部会（子ども部会）次第

日 時 平成29年12月13日（水）
午前10時00分から
会 場 市役所2階 中会議室1・2

1 開 会

2 課長あいさつ

3 議 案

- (1) 新サービスの基準について
- (2) 福祉サービス等の相談窓口案内について
- (3) その他

4 閉 会

議 案1 新サービスの基準について

平成29年11月22日、厚生労働省で社会保障審議会障害者部会が開催され、新サービスの基準についての情報が公開されました。

児童福祉法 第六条二の二

この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして①厚生労働省令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練②その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

<省令事項①>

- (a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合= 医療的ケア児
- (b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

<省令事項②>

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施とする。

※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

※詳細については資料の3ページから8ページを参照。

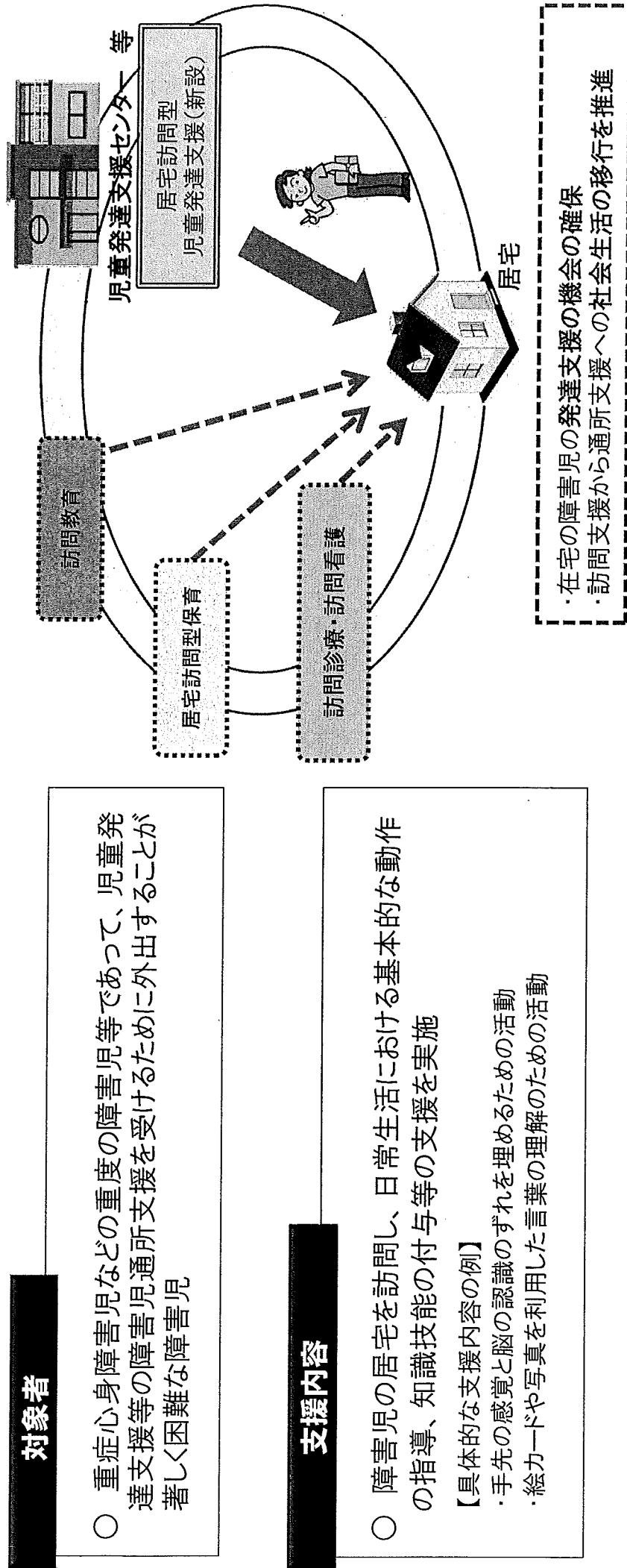
議 案2 福祉サービス等の相談窓口案内について

障がい福祉の分野では、障がいの種別や状態に合わせて対応する多種多様な支援制度があります。そのため、当局では手帳交付などの際に「障がい福祉ガイドブック」を市民に配布するとともに、支援制度の説明を行っております。

各関係機関・団体が集まる当部会において、支援制度に関する情報の集約や情報ニーズの確認を行い、「障がい福祉ガイドブック」を充実させることで、相談窓口案内の整理を図りたい。

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとつて望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するに外出することが著しく困難な障害児等に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。



居宅訪問型児童発達支援の創設についての検討事項

概要

重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを創設する。

児童福祉法の条文

第六条の二の二

- (5) この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして①厚生労働省令で定める状態にある障害児である、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出するために外出するための付与、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練②その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

具体的な内容①

(対象者について) A(法定事項)又はB(省令事項)かつ C(法定事項)

A 重度の障害の状態(法定事項)

B (a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合

(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

C 児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児(法定事項)

※重度の障害の判定は、各種手帳の重度判定(身体障害者手帳1・2級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳1級相当)を基本とする予定。

具体的な内容②

(サービスの内容について)

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施とする。

※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅における支援を提供するものであるため、既存の内容に合わせる。

居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準に係る論点

居宅訪問型児童発達支援に係る論点

論点1 サービスの対象者像

論点2 支援内容

論点3 職員配置等

論点4 基本報酬、加算

【論点1】サービスの対象者像

- 重度の障害児等であって、児童発達支援所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児にに対して発達支援の提供を行う支援であることを踏まえ、サービスの対象者像をどのように考えるか。
➡
- 重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や免疫抑制剤の服薬により感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合を対象としてはどうか。
- 単なる見守りなど障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用を必須とすべきではないか。

【論点2】支援内容

- 居宅訪問型児童発達支援の支援内容をどのように考えるか。
➡
- 児童発達支援や放課後等デイサービスと同様に、障害特性に応じた障害児の成長を促すための個別支援を行うとともに、将来的に障害児通所支援の集団生活に移行していくために必要な支援、それらに付随する家族支援(相談援助)を行うこととしてはどうか。

【論点3】職員配置等

- 適切な支援の提供及び質の担保を図る観点から、居宅訪問型児童発達支援事業所の職員配置をどのように考えるか。
➡
- 重度の障害児を支援することが想定されていることから、有資格者であり、かつ、障害児に対する直接支援の経験が一定程度ある者を訪問支援員として配置すべきではないか。
- その他人員や設備基準については、保育所等訪問支援と同様としてはどうか。

【論点4】基本報酬、加算

- 居宅訪問型児童発達支援で行うサービス内容を踏まえ、基本報酬及び加算をどのように考えるか。
➡
- 居宅訪問型児童発達支援の基本報酬は、訪問先において発達支援を提供する保育所等訪問支援を参考としてはどうか。
- また、専門性の高い人員配置を評価するため、保育所等訪問支援同様、訪問支援員特別加算を設けてはどうか。
- 通所施設への移行支援(引継業務等)を評価することを検討してはどうか。

居宅訪問型児童発達支援の対象者イメージについて

参考

対象者(法令)

法律:重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童(案):
(a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療をする状態にある場合
(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

対象者(イメージ)

※実線は概ね状態が固定した状態にあるもの
点線は状態が固定されていないもの

対象者

